未払い賃金の支給に関する項目

組合員の２人については、追加支給額と返金額を取りまとめて、この２月９日に追加支給した。

　非常勤講師の報酬については、本来発令通知書等で、勤務に係る授業時間（付随する準備や評価を含む）に応じた報酬額を明示し、その勤務実績に基づいて支給することとなっている。今回の報酬の訂正についても、勤務した授業時間数に応じて支給することとした。

今回要求のあった遅延損害金については、民法等の請求に基づくものであり、府の例規等の支給に係る根拠規定に、遅延損害金の支払等についての規定がないことを考えると、現状において遅延損害金を支給することについては難しいのではないか、という認識をしている。

教育庁の判断として、１月１９日に学校から非常勤講師の方々に対して、報酬の訂正等について説明するにあたり、それぞれの「概算額」を示した上で説明した方がより分かりやすいと判断し、学校において算定した「概算額」を示した上で、説明した。

説明会においても、説明させていただいたが、「当該金額はあくまでも概算のものとして示したものであり、今後教育庁で精査した上で、金額が確定したら、改めて案内させていただく」と説明した上で、回収したもの。

なお、「報酬の訂正について」の資料は回収していない。

未払い賃金の発生に関する項目

非常勤講師の方の報酬については、本来発令通知書等で、勤務に係る授業時間（付随する準備や評価を含む）に応じた報酬額を明示し、その勤務実績に基づいて支給することとなっている。

この度、非常勤講師の方の報酬について、授業時間の長短に関わらず授業１時間につき一律の報酬額を発令通知書等で明示し支給したことが原因で、授業時間の長短によって報酬の未払い・過払いが生じたことが判明した。

そのため、教育庁として和泉支援学校に対して、それぞれの非常勤講師の勤務した授業時間に応じた報酬額とするため、報酬の訂正に関する手続きを進めるよう指示を行い、この度２月９日に報酬の支給等を行った。

この度、○○先生と△△先生に未払い金が生じたことについて申し訳なかったと考えている。

今後は、授業時間に応じて適切な報酬額を設定するよう、管理職を指導していく。

組合活動に関する項目

組合員であることをもって、不利益な取扱いは行わない。